

結 果 の 概 要

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員

平成 23 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は 22,711 人である。このうち、当年開始人員は 19,703 人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は 3,008 人であり、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が 86.8%（小数第 2 位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が 13.2%である。

最近 13 年間の種別ごとの開始人員の推移は、第 1 表のとおりである。

開始人員総数は、平成 11 年以降増加傾向にあったが、同 17 年からはおおむね減少傾向にある。その内訳を見ると、仮釈放審理は平成 17 年に減少し、同 18 年、19 年と微増したものの、同 20 年以降再び減少に転じている。また、少年院仮退院審理は、平成 14 年に減少に転じ、同 21 年に微増したものの、同 22 年以降は再び減少している。

第 1 表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種 別	平成11年	12	13	14	15	16	17	
人 員	総 数	19,461	20,121	21,902	23,040	23,117	24,131	22,773
	仮釈放	14,179	14,625	16,027	17,173	17,452	18,665	17,916
	仮出場	-	1	-	1	-	-	-
	少年院仮退院	5,282	5,495	5,875	5,865	5,663	5,466	4,857
	うち、短期	2,307	2,269	2,304	2,322	2,116	1,883	1,560
	少年院退院	-	-	-	1	2	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総数	100	103	113	118	119	124	117
	仮釈放	100	103	113	121	123	132	126
	少年院仮退院	100	104	111	111	107	103	92
	うち、短期	100	98	100	101	92	82	68

種 別	18	19	20	21	22	23	構成比(%)	
人 員	総 数	22,837	22,455	21,323	20,556	20,080	19,703	100.0
	仮釈放	18,085	18,128	17,403	16,557	16,184	16,094	81.7
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	4,752	4,327	3,919	3,999	3,895	3,608	18.3
	うち、短期	1,439	1,352	1,167	1,181	1,018	936	4.8
	少年院退院	-	-	1	-	1	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	1	0.0
指 数	総数	117	115	110	106	103	101	...
	仮釈放	128	128	123	117	114	114	...
	少年院仮退院	90	82	74	76	74	68	...
	うち、短期	62	59	51	51	44	41	...

(注) 1 指数は、平成 11 年を 100 として、小数第 1 位を、構成比は小数第 2 位を、それぞれ四捨五入して算出した（以下同じ。）。

2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。

3 少年院在院中の退院及び婦人補導院仮退院は、人員が僅少なため指数を省略した。

4 I 地方更生保護委員会（以下第 9 表まで同じ。）の 2 表参照

(2) 審理の終結人員

平成 23 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は 19,818 人であり、前年に比べ 145 人減少している。その内訳は第 2 表のとおりであり、審理の終結事由別に見ると、仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」という。）を受けた人員は 18,679 人（終結人員総数の 94.3%）、許可しない旨の判断がされた人員は 1,139 人（同 5.7%）、うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は 824 人（同 4.2%）である。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない（取下げなし）」人員の比率は 1.6% であり、種別ごとの内訳を見ると、仮釈放審理は 1.9%、少年院仮退院審理は 0.1% となっている。

第 2 表 仮釈放等審理等の終結人員

種 別	総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない(取下げなし)」人員の比率 (%)	
人	総 数	19,818	18,679	315	824	-	1.6
	仮釈放	16,171	15,056	312	803	-	1.9
	仮出場	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,646	3,622	3	21	-	0.1
	うち、短期	942	941	-	1	-	-
員	少年院退院	-	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	1	1	-	-	-	-
構	総数	100.0	94.3	1.6	4.2	-	...
成	仮釈放	100.0	93.1	1.9	5.0	-	...
比	仮出場	-	-	-	-	-	...
(%)	少年院仮退院	100.0	99.3	0.1	0.6	-	...
)	うち、短期	100.0	99.9	-	0.1	-	...

(注) 1 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員 / (許可人員 + 許可しない人員) × 100 により算出した。

2 2 表参照

(3) 許可決定人員の状況

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第 3 表のとおりである。許可決定人員総数は平成 18 年以降は毎年減少していたが同 23 年は微増した。

第 3 表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種 別	平成18年	19	20	21	22	23	構成比(%)	
人	総 数	21,282	20,399	20,255	18,943	18,645	18,679	100.0
	仮釈放	16,552	16,092	16,291	15,030	14,790	15,056	80.6
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	4,730	4,307	3,963	3,913	3,854	3,622	19.4
	うち、短期	1,463	1,352	1,178	1,144	1,019	941	5.0
員	少年院退院	-	-	1	-	1	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	1	0.0
指	総数	100	96	95	89	88	88	...
	仮釈放	100	97	98	91	89	91	...
	仮出場	-	-	-	-	-	-	...
	少年院仮退院	100	91	84	83	81	77	...
数	うち、短期	100	92	81	78	70	64	...

(注) 1 指数は、平成 18 年を 100 とした数値である。

2 2 表参照

(4) 許可しない（取下げなし）人員の状況

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可しない（取下げなし）人員の推移は、第 4 表のとおりである。平成 18 年以降許可しない（取下げなし）人員は増加傾向にあったが、同 20 年以降減少に転じ、同 23 年は 315 人と前年に比べ 171 人（35.2%）減少した。

第 4 表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種 別	平成18年	19	20	21	22	23	構成比(%)
人 員							
総 数	703	824	741	683	486	315	100.0
仮釈放	701	819	734	679	485	312	99.0
仮出場	-	-	-	-	-	-	-
少年院仮退院	2	5	7	4	1	3	1.0
うち、短期	-	-	-	-	1	-	-
婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数							
総数	100	117	105	97	69	45	…
仮釈放	100	117	105	97	69	45	…
少年院仮退院	100	250	350	200	50	150	…

(注) 1 指数は、平成 18 年を 100 とした数値である。

2 2 表参照

最近 6 年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は、第 5 表のとおりである。

平成 23 年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、1.6%であり、前年に比べ 0.8 ポイント減少している。

第 5 表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種 別	平成18年	19	20	21	22	23
総 数	3.2	3.9	3.5	3.3	2.4	1.6
仮釈放	4.1	4.8	4.3	4.1	3.0	1.9
少年院仮退院	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1
うち、短期	-	-	-	-	0.1	-

(注) 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、許可しない(取下げなし)人員 / (許可決定人員 + 許可しない決定人員) × 100 により算出した。

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況

平成 23 年における仮釈放許可決定人員 15,056 人のうち、定期刑の執行を受けた者は 15,000 人であり、これらの執行すべき刑期に対する執行した期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を執行すべき刑期別に示したものが、第 6 表である。

総数を見ると、刑の執行率 70%以上の者の比率が許可決定人員全体の 98.2%（前年は 97.8%）となっている。

第 6 表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期	総 数	59%以下	60~69%	70~79%	80~89%	90%以上
人 員						
総 数	15,000	3	271	3,301	7,023	4,402
1年以内	1,101	1	20	193	569	318
2年以内	5,498	1	126	1,533	2,715	1,123
3年以内	4,423	-	73	1,055	2,085	1,210
5年以内	2,905	1	45	461	1,298	1,100
5年を超える	1,073	-	7	59	356	651
構 成 比						
総 数	100.0	0.0	1.8	22.0	46.8	29.3
1年以内	100.0	0.1	1.8	17.5	51.7	28.9
2年以内	100.0	0.0	2.3	27.9	49.4	20.4
3年以内	100.0	-	1.7	23.9	47.1	27.4
5年以内	100.0	0.0	1.5	15.9	44.7	37.9
5年を超える	100.0	-	0.7	5.5	33.2	60.7

(注) 15 表参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近6年間の刑の執行率の構成比の推移は、第7表のとおりである。刑の執行率が比較的低い（69%以下）者の構成比を見ると、平成18年以降は減少傾向にある。

第7表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成18年	19	20	21	22	23
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.2	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0
60～69%	6.4	4.6	3.1	2.2	2.2	1.8
70～79%	29.7	27.5	25.0	22.9	24.2	22.0
80～89%	39.6	42.4	44.3	45.8	45.5	46.8
90%以上	24.1	25.2	27.5	29.0	28.2	29.3

（注）15表参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近6年間の受刑在所期間別の推移は、第8表のとおりである。

第8表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移

年次	総数	10年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	20年以内	20年を超える
平成18年	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4
19	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
20	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4
21	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
22	10	2	1	-	-	-	-	-	-	-	7
23	10	1	-	-	-	-	-	-	1	2	6

（注）1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 17表参照

2 審理再開事由等通知の受理及び処理

平成23年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知（仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。従来の仮釈放等許可取消事件）の受理人員総数は650人（前年は662人）であり、その種別ごとの内訳は、仮釈放審理再開事由等通知が568人（同551人）、少年院仮退院審理再開事由等通知が82人（同111人）である。

審理を再開した人員は632人（前年は640人）、審理を再開しなかった人員は13人（同13人）であり、そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は2人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は262人、許可しない旨の判断がされた人員は356人である。

3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結

平成23年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理（保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの）の開始人員総数は2,139人（前年は2,162人）である。これを種別ごとに見ると、仮釈放取消しが642人（開始人員総数の30.0%）、保護観察停止が248人（同11.6%）、保護観察停止解除が95人（同4.4%）、戻し収容が25人（同1.2%）、少年院仮退院中の退院が789人（同36.9%）、保護観察仮解除が322人（同15.1%）となっている。

最近 6 年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第 9 表のとおりである。

第 9 表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別	平成18年	19	20	21	22	23
人						
員						
総 数	3,091	2,662	2,464	2,332	2,162	2,139
仮釈放取消し	1,083	857	758	677	639	642
保護観察停止	363	311	280	241	220	248
保護観察停止解除	227	149	144	127	97	95
保護観察停止取消し	2	1	-	-	-	2
不定期刑終了	-	-	-	-	-	-
戻し收容	13	12	20	37	19	25
退 院	908	914	812	815	790	789
保護観察仮解除	470	403	437	411	377	322
保護観察仮解除取消し	25	15	13	24	20	16
指						
数						
総 数	100	86	80	75	70	69
仮釈放取消し	100	79	70	63	59	59
保護観察停止	100	86	77	66	61	68
保護観察停止解除	100	66	63	56	43	42
戻し收容	100	92	154	285	146	192
退 院	100	101	89	90	87	87
保護観察仮解除	100	86	93	87	80	69
保護観察仮解除取消し	100	60	52	96	80	64

(注) 1 指数は、平成 18 年を 100 とした数値である。

2 保護観察停止取消し及び不定期刑終了は、人員が僅少なため指数を省略した。

3 21 表参照

また、平成 23 年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は 2,144 人であり、前年に比べ 1.2% (26 人) 減少している。終結事由別内訳を見ると、申出等について理由ありとして認められたものが 2,088 人 (終結人員総数の 97.4%)、理由なしとしたものが 54 人 (同 2.5%)、その他 (申出の取下げ等) が 2 人 (同 0.1%) となっている。

Ⅱ 保護観察所

1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移

最近 13 年間の種別ごとの開始人員の推移は、第 10 表のとおりである。

第 10 表 保護観察の開始人員の推移

種 別	平成11年	12	13	14	15	16	17	18	
人 員	総数	77,535	75,995	75,114	75,197	70,949	68,194	62,562	58,841
	1号観察	53,856	51,701	49,410	48,643	44,207	40,817	36,260	33,576
	うち、短期	4,382	4,630	4,676	4,783	4,654	4,575	4,271	3,929
	うち、交通短期	29,684	26,447	24,546	23,334	20,435	18,560	15,916	14,101
	2号観察	5,187	5,357	5,788	5,848	5,587	5,436	4,886	4,711
	うち、短期	2,250	2,246	2,276	2,251	2,117	1,907	1,547	1,433
	3号観察	13,256	13,254	14,423	15,318	15,784	16,690	16,420	16,081
	4号観察	5,236	5,683	5,493	5,388	5,371	5,251	4,996	4,473
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-	-
	指 数	総数	100	98	97	97	92	88	81
1号観察		100	96	92	90	82	76	67	62
うち、短期		100	106	107	109	106	104	97	90
うち、交通短期		100	89	83	79	69	63	54	48
2号観察		100	103	112	113	108	105	94	91
うち、短期		100	100	101	100	94	85	69	64
3号観察		100	100	109	116	119	126	124	121
4号観察		100	109	105	103	103	100	95	85

種 別	平成19年	20	21	22	23	構成比 (%)	男	女	
人 員	総数	54,878	50,717	48,488	47,562	45,199	100.0	32,521	4,402
	1号観察	30,554	27,169	26,094	25,525	23,580	52.2	13,320	1,984
	うち、短期	3,910	3,662	3,665	3,668	3,595	8.0	2,993	602
	うち、交通短期	12,706	10,455	9,908	9,485	8,276	18.3
	2号観察	4,344	3,994	3,869	3,883	3,601	8.0	3,266	335
	うち、短期	1,351	1,174	1,127	1,017	903	2.0	854	49
	3号観察	15,832	15,840	14,854	14,472	14,620	32.3	13,030	1,590
	4号観察	4,148	3,714	3,671	3,682	3,398	7.5	2,905	493
	5号観察	-	-	-	-	-	-	...	-
	指 数	総数	71	65	63	61	58
1号観察		57	50	48	47	44
うち、短期		89	84	84	84	82
うち、交通短期		43	35	33	32	28
2号観察		84	77	75	75	69
うち、短期		60	52	50	45	40
3号観察		119	119	112	109	110
4号観察		79	71	70	70	65

(注) 1 指数は、平成 11 年を 100 とした数値である。

2 平成 23 年の男女の列において、総数及び 1 号観察の行に、交通短期保護観察対象者は含まれない。

3 Ⅱ 保護観察所（以下第 32 表まで同じ。）の 3～7 表参照

平成 23 年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は 90,105 人であり、このうち、当年開始人員は 45,199 人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は 44,906 人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1 号観察（保護観察処分少年）は 23,580 人（開始人員の 52.2%）、2 号観察（少年院仮退院者）は 3,601 人（同 8.0%）、3 号観察（仮釈放者）は 14,620 人（同 32.3%）、4 号観察（保護観察付執行猶予者）は 3,398 人（同 7.5%）、5 号観察（婦人補導院仮退院者）は 0 人となっている。また、1 号観察のうち、短期保護観察の開始人員は 3,595 人（1 号観察開始人員の 15.2%）であり、交通短期保護観察（以下単に「交通短期」という。以下同じ。）の開始人員は 8,276 人（同開始人員の 35.1%）

である。

開始人員総数は平成 15 年から減少傾向にあり、同 23 年は前年に比べ 5.0% (2,363 人) 減少しているものの、3 号観察では 1.0% (148 人) 増加している。

なお、平成 23 年における交通短期を除く開始人員 36,923 人における女子の比率は、11.9% (4,402 人) であり、近年 10% 前後で推移している。

(2) 来日外国人の開始人員

平成 23 年における交通短期を除く開始人員のうち、来日外国人の種別ごとの開始人員は、第 11 表のとおりである。

第 11 表 来日外国人の開始人員

種別	総数	1号観察				2号観察				3号観察	4号観察
		計	一般	交通	短期	計	長期	一般短期	特修短期		
開始人員の総数	36,923	15,304	8,659	3,050	3,595	3,601	2,698	866	37	14,620	3,398
来日外国人	1,006	162	99	33	30	60	50	10	-	766	18
来日外国人の割合(%)	2.7%	1.1%	1.1%	1.1%	0.8%	1.7%	1.9%	1.2%	-	5.2%	0.5%

(注) 24 表参照

(3) 罪名・非行名

平成 23 年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は、第 12 表のとおりである。

第 12 表 開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総数	15,304	100.0 (100.0)	3,601	100.0 (100.0)	14,620	100.0 (100.0)	3,398	100.0 (100.0)
刑法犯	12,385	80.9 (78.8)	2,994	83.1 (82.1)	10,035	68.6 (69.8)	2,532	74.5 (76.6)
強制わいせつ・強姦	154	1.0 (1.2)	155	4.3 (4.0)	427	2.9 (3.2)	160	4.7 (4.7)
殺人	2	0.0 (0.0)	21	0.6 (0.6)	218	1.5 (1.9)	32	0.9 (0.9)
傷害	2,627	17.2 (15.4)	665	18.5 (16.5)	601	4.1 (4.0)	329	9.7 (9.4)
業務上過失致死傷	910	5.9 (6.2)	53	1.5 (1.5)	404	2.8 (3.1)	94	2.8 (2.7)
窃盗	6,370	41.6 (42.2)	1,438	39.9 (39.4)	5,157	35.3 (34.8)	1,167	34.3 (37.3)
強盗	138	0.9 (0.9)	208	5.8 (7.9)	791	5.4 (5.2)	65	1.9 (2.8)
詐欺	183	1.2 (1.0)	62	1.7 (1.6)	1,203	8.2 (8.5)	178	5.2 (5.6)
恐喝	484	3.2 (3.1)	190	5.3 (5.1)	215	1.5 (1.7)	60	1.8 (1.7)
暴力行為等処罰に関する法律	120	0.8 (0.9)	12	0.3 (0.5)	36	0.2 (0.2)	21	0.6 (0.7)
その他	1,397	9.1 (8.1)	190	5.3 (5.0)	983	6.7 (7.3)	426	12.5 (10.8)
特別法犯	2,789	18.2 (20.3)	517	14.4 (14.4)	4,585	31.4 (30.2)	866	25.5 (23.4)
覚せい剤取締法	55	0.4 (0.4)	119	3.3 (3.5)	3,384	23.1 (21.7)	491	14.4 (12.8)
道路交通法	2,144	14.0 (16.1)	280	7.8 (7.3)	491	3.4 (3.3)	197	5.8 (5.4)
毒物及び劇物取締法	63	0.4 (0.6)	27	0.7 (1.2)	63	0.4 (0.4)	14	0.4 (0.5)
その他	527	3.4 (3.3)	91	2.5 (2.4)	647	4.4 (4.8)	164	4.8 (4.8)
ぐ犯	130	0.8 (0.9)	78	2.2 (3.1)
施設送致申請	-	- (-)	12	0.3 (0.3)

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

2 構成比の () 内は、前年の構成比である。

3 8～11 表参照

種別ごとの内訳を見ると、1 号観察から 4 号観察まで、いずれにおいても窃盗が最も多く、次に、1 号観察及び 2 号観察では傷害、道路交通法違反、3 号観察では覚せい剤取締法違反、詐欺、並びに 4 号観察では覚せい剤取締法違反、傷害の順となっており、これらの上位を占める罪名・非行名については前年とほぼ同じである。

(4) 保護観察期間

平成 23 年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は、第 13 表のとおりである。

第 13 表 開始人員の保護観察期間

種 別	総 数	1月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	4年 以内	5年 以内	5年を 超える	無 期	
人 員	総 数	36,923	210	5,365	6,548	3,544	6,276	4,901	5,005	3,901	1,165	8
	1号観察	15,304	-	-	-	-	5,170	2,896	3,268	2,832	1,138	...
	2号観察	3,601	24	239	642	489	733	682	479	286	27	...
	長期	2,698	24	236	617	320	551	459	313	170	8	...
	短期	903	-	3	25	169	182	223	166	116	19	...
	3号観察	14,620	186	5,126	5,906	3,055	324	10	5	-	-	8
	入所											
	初度	9,123	82	2,032	3,895	2,784	313	9	4	-	-	4
	2度	2,453	41	1,334	918	150	8	1	1	-	-	-
	3度	1,163	16	623	454	66	2	-	-	-	-	2
	4度以上	1,874	47	1,137	637	50	1	-	-	-	-	2
	不詳	7	-	-	2	5	-	-	-	-	-	-
	4号観察	3,398	-	-	-	-	49	1,313	1,253	783
構 成 比	総 数	100.0	0.6	14.5	17.7	9.6	17.0	13.3	13.6	10.6	3.2	0.0
	1号観察	100.0	-	-	-	-	33.8	18.9	21.4	18.5	7.4	...
	2号観察	100.0	0.7	6.6	17.8	13.6	20.4	18.9	13.3	7.9	0.7	...
	長期	100.0	0.9	8.7	22.9	11.9	20.4	17.0	11.6	6.3	0.3	...
	短期	100.0	-	0.3	2.8	18.7	20.2	24.7	18.4	12.8	2.1	...
	3号観察	100.0	1.3	35.1	40.4	20.9	2.2	0.1	0.0	-	-	0.1
	入所											
	初度	100.0	0.9	22.3	42.7	30.5	3.4	0.1	0.0	-	-	0.0
	2度	100.0	1.7	54.4	37.4	6.1	0.3	0.0	0.0	-	-	-
	3度	100.0	1.4	53.6	39.0	5.7	0.2	-	-	-	-	0.2
	4度以上	100.0	2.5	60.7	34.0	2.7	0.1	-	-	-	-	0.1
	4号観察	100.0	-	-	-	-	1.4	38.6	36.9	23.0

(注) 1 3号観察の入所度数不詳の構成比は省略した。

2 12表参照

種別ごとの保護観察期間を見ると、4号観察は、判決が確定した日から刑の執行猶予期間が満了するまでの間であることから、比較的保護観察期間が長い者の占める比率が高くなっている。

1号観察は、原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が20歳に達するまでであるが、20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間であることから、4号観察の次に保護観察期間が長い者の占める比率が高くなっている。

3号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであることから、実刑に付された者の言渡し刑期が、4号観察の執行猶予期間等と比較して短い者が多い上、第6表のとおり刑の執行率の比較的高い者が多いことから、保護観察期間の短い者が多い。また、3号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める比率が高くなる傾向にある。

2号観察は、少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間の満了するまで（通常は20歳に達するまで）であるため、保護観察期間は一様ではない。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置を採られることがある（第16表以下を参照）。

(5) 年齢

平成 23 年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの年齢層は、第 14 表のとおりである。

第 14 表 開始人員の年齢層

年 齢	1号観察			2号観察		
	人員	構成比 (%)	(%)	人員	構成比 (%)	(%)
総 数	15,304	100.0	(100.0)	3,601	100.0	(100.0)
15歳以下	3,970	25.9	(24.8)	311	8.6	(8.8)
16・17歳	6,164	40.3	(40.5)	1,181	32.8	(32.7)
18・19歳	5,170	33.8	(34.7)	1,390	38.6	(39.6)
20歳以上	-	-	(-)	719	20.0	(18.9)

年 齢	3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)	(%)	人員	構成比 (%)	(%)
総 数	14,620	100.0	(100.0)	3,398	100.0	(100.0)
19歳以下	-	-	(0.0)	12	0.4	(0.3)
20～29歳	2,501	17.1	(17.2)	1,126	33.1	(35.7)
30～39歳	4,461	30.5	(30.9)	816	24.0	(24.7)
40～49歳	3,732	25.5	(25.2)	669	19.7	(17.0)
50～59歳	2,181	14.9	(15.7)	385	11.3	(11.8)
60歳以上	1,745	11.9	(10.9)	390	11.5	(10.6)

(注) 1 構成比の()内は、前年の構成比である。

2 20表参照

種別ごとに最も多い年齢層を見ると、1号観察は16・17歳で40.3%（前年は40.5%）、2号観察は18・19歳で38.6%（前年は39.6%）、3号観察は30～39歳で30.5%（前年は30.9%）、4号観察は20～29歳で33.1%（前年は35.7%）となっている。

また、保護観察開始時に50歳以上の者の比率を見ると、3号観察対象者の26.9%（前年は26.6%）、4号観察対象者の22.8%（同22.4%）となっている。

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等

平成 23 年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）総数は 47,293 人である。種別ごとに見ると、1号観察が 24,969 人（終了人員総数の 52.8%）、2号観察が 3,882 人（同 8.2%）、3号観察が 14,599 人（同 30.9%）、4号観察が 3,843 人（同 8.1%）、5号観察が 0 人である。また、1号観察のうち、交通短期の終了人員は 8,902 人（1号観察終了人員の 35.7%）となっている。

最近 13 年間の種別ごとの終了人員の推移は、第 15 表のとおりである。

第 15 表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成11年	12	13	14	15	16	17
人 員	総 数	76,134	75,225	73,560	75,112	73,667	71,431	66,493
	1号観察	53,484	52,280	48,971	49,418	46,969	43,692	38,899
	うち,短期	4,408	4,352	4,601	4,818	4,729	4,728	4,447
	うち,交通短期	29,899	28,167	24,436	23,849	21,583	19,433	16,627
	2号観察	4,571	4,799	5,397	5,620	5,731	5,876	5,540
	うち,短期	2,025	2,079	2,280	2,280	2,242	2,192	2,025
	3号観察	13,234	12,958	13,906	14,697	15,576	16,539	16,793
	4号観察	4,845	5,188	5,286	5,377	5,391	5,324	5,261
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	99	97	99	97	94	87
	1号観察	100	98	92	92	88	82	73
	うち,短期	100	99	104	109	107	107	101
	うち,交通短期	100	94	82	80	72	65	56
	2号観察	100	105	118	123	125	129	121
	うち,短期	100	103	113	113	111	108	100
	3号観察	100	98	105	111	118	125	127
	4号観察	100	107	109	111	111	110	109

種 別		平成18年	19	20	21	22	23	構成比(%)
人 員	総 数	62,505	58,535	54,273	50,928	48,715	47,293	100.0
	1号観察	35,766	32,641	29,370	26,928	26,090	24,969	52.8
	うち,短期	4,135	3,835	3,878	3,726	3,572	3,595	7.6
	うち,交通短期	14,878	13,356	11,318	9,818	9,538	8,902	18.8
	2号観察	5,135	4,648	4,138	4,060	4,020	3,882	8.2
	うち,短期	1,687	1,464	1,258	1,287	1,212	1,027	2.2
	3号観察	16,496	16,430	16,054	15,364	14,481	14,599	30.9
	4号観察	5,108	4,816	4,711	4,576	4,124	3,843	8.1
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	82	77	71	67	64	62	...
	1号観察	67	61	55	50	49	47	...
	うち,短期	94	87	88	85	81	82	...
	うち,交通短期	50	45	38	33	32	30	...
	2号観察	112	102	91	89	88	85	...
	うち,短期	83	72	62	64	60	51	...
	3号観察	125	124	121	116	109	110	...
	4号観察	105	99	97	94	85	79	...

(注) 1 指数は、平成 11 年を 100 とした数値である。

2 3～7 表参照

(2) 保護観察の終了事由

最近 6 年間の交通短期を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は、第 16 表、第 17 表、第 19 表及び第 20 表のとおりである。

ア 1 号観察

平成 23 年における 1 号観察のうち、交通短期の終了人員は 8,902 人であり、そのうち 8,843 人(99.3%)が保護観察を解除されている。これは、交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常 3,4 か月で保護観察を解除する運用がされていることによる。

交通短期を除く 1 号観察終了者 16,067 人の終了事由別内訳は、期間満了が 1,343 人(交通短期を除く 1 号観察終了者の 8.4%)、解除が 12,387 人(同 77.1%)、保護処分取消しが 2,314 人(同 14.4%)、その他(死亡等)が 23 人(同 0.1%)である。

なお、保護観察の解除とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、保護観察所の長が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第16表 交通短期保護観察を除く1号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	解除	保護処分取消し	その他
人 員	平成18年	20,888	2,067	15,742	3,039	40
	19	19,285	1,801	14,740	2,713	31
	20	18,052	1,756	13,725	2,535	36
	21	17,110	1,618	12,775	2,694	23
	22	16,552	1,413	12,763	2,348	28
	23	16,067	1,343	12,387	2,314	23
指 数	平成18年	100	100	100	100	100
	19	92	87	94	89	78
	20	86	85	87	83	90
	21	82	78	81	89	58
	22	79	68	81	77	70
	23	77	65	79	76	58
構 成 比 (%)	平成18年	100.0	9.9	75.4	14.5	0.2
	19	100.0	9.3	76.4	14.1	0.2
	20	100.0	9.7	76.0	14.0	0.2
	21	100.0	9.5	74.7	15.7	0.1
	22	100.0	8.5	77.1	14.2	0.2
	23	100.0	8.4	77.1	14.4	0.1

(注) 1 指数は、平成18年を100とした数値であり、構成比は、総数に対する比率である。

2 26表参照

イ 2号観察

平成23年における2号観察終了者3,882人の終了事由別内訳は、期間満了が2,549人(2号観察終了者の65.7%)、退院が773人(同19.9%)、戻し収容が15人(同0.4%)、保護処分取消しが535人(同13.8%)、その他(死亡等)が10人(同0.3%)である。

なお、退院とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、戻し収容とは、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認めるときに、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第17表 2号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	退院	戻し収容	保護処分取消し	その他
人 員	平成18年	5,135	3,413	901	10	798	13
	19	4,648	3,072	898	10	656	12
	20	4,138	2,713	736	15	665	9
	21	4,060	2,565	812	25	648	10
	22	4,020	2,590	784	16	618	12
	23	3,882	2,549	773	15	535	10
指 数	平成18年	100	100	100	100	100	100
	19	91	90	100	100	82	92
	20	81	79	82	150	83	69
	21	79	75	90	250	81	77
	22	78	76	87	160	77	92
	23	76	75	86	150	67	77
構 成 比 (%)	平成18年	100.0	66.5	17.5	0.2	15.5	0.3
	19	100.0	66.1	19.3	0.2	14.1	0.3
	20	100.0	65.6	17.8	0.4	16.1	0.2
	21	100.0	63.2	20.0	0.6	16.0	0.2
	22	100.0	64.4	19.5	0.4	15.4	0.3
	23	100.0	65.7	19.9	0.4	13.8	0.3

(注) 1 指数は、平成18年を100とした数値であり、構成比は、総数に対する比率である。

2 26表参照

2 号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は、第 18 表のとおりである。

第 18 表 2 号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	長期処遇		一般短期処遇		特修短期処遇	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総 数	2,855	100.0	995	100.0	32	100.0
期間満了	2,014	70.5	519	52.2	16	50.0
退 院	411	14.4	347	34.9	15	46.9
戻し収容	13	0.5	2	0.2	-	-
保護処分取消し	409	14.3	125	12.6	1	3.1
その他	8	0.3	2	0.2	-	-

(注) 26 表参照

ウ 3 号観察

平成 23 年における 3 号観察終了者 14,599 人の終了事由別内訳は、期間満了が 13,918 人（3 号観察終了者の 95.3%）、不定期刑終了が 0 人、仮釈放取消しが 619 人（同 4.2%）、停止中時効完成が 7 人（同 0.0%）、その他（死亡、恩赦等）が 55 人（同 0.4%）である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第 19 表 3 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他
人 員	平成18年	16,496	15,358	-	1,040	37	61
	19	16,430	15,527	-	820	31	52
	20	16,054	15,267	-	726	20	41
	21	15,364	14,645	-	656	22	41
	22	14,481	13,814	-	609	15	43
	23	14,599	13,918	-	619	7	55
指 数	平成18年	100	100	-	100	100	100
	19	100	101	-	79	84	85
	20	97	99	-	70	54	67
	21	93	95	-	63	59	67
	22	88	90	-	59	41	70
	23	89	91	-	60	19	90
構 成 比 (%)	平成18年	100.0	93.1	-	6.3	0.2	0.4
	19	100.0	94.5	-	5.0	0.2	0.3
	20	100.0	95.1	-	4.5	0.1	0.3
	21	100.0	95.3	-	4.3	0.1	0.3
	22	100.0	95.4	-	4.2	0.1	0.3
	23	100.0	95.3	-	4.2	0.0	0.4

(注) 1 指数は、平成 18 年を 100 とした数値であり、構成比は、総数に対する比率である。

2 26 表参照

エ 4 号観察

平成 23 年における 4 号観察終了者 3,843 人の終了事由別内訳は、期間満了が 2,717 人（4 号観察終了者の 70.7%）、刑の執行猶予の言渡しの取消しが 1,012 人（同 26.3%）、その他（死亡等）が 114 人（同 3.0%）である。

なお、刑の執行猶予取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いときに、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。平成 23 年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観

察を終了した 1,012 人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 908 人（刑の執行猶予取消しによる終了人員の 89.7%）、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの（保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。）が 96 人（9.5%）、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 8 人（0.8%）である。

第 20 表 4 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	刑の執行猶予の取消し	その他
人 員	平成18年	5,108	3,304	1,660	144
	19	4,816	3,275	1,386	155
	20	4,710	3,317	1,244	149
	21	4,576	3,220	1,217	139
	22	4,124	2,931	1,040	153
	23	3,843	2,717	1,012	114
指 数	平成18年	100	100	100	100
	19	94	99	83	108
	20	92	100	75	103
	21	90	97	73	97
	22	81	89	63	106
	23	75	82	61	79
構 成 比 (%)	平成18年	100.0	64.7	32.5	2.8
	19	100.0	68.0	28.8	3.2
	20	100.0	70.4	26.4	3.2
	21	100.0	70.4	26.6	3.0
	22	100.0	71.1	25.2	3.7
	23	100.0	70.7	26.3	3.0

（注）1 指数は、平成 18 年を 100 とした数値であり、構成比は、総数に対する比率である。

2 26 表参照

3 保護観察の係属

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近 13 年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第 21 表のとおりである。

第 21 表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別	平成11年	12	13	14	15	16	17	
人	総 数	67,278	68,018	69,543	69,601	66,816	63,534	59,540
	1号観察	39,433	38,823	39,245	38,454	35,650	32,742	30,059
	うち,短期	2,761	3,027	3,105	3,071	2,988	2,828	2,649
	うち,交通短期	10,496	8,768	8,877	8,363	7,210	6,336	5,621
員	2号観察	6,423	6,977	7,371	7,608	7,450	7,009	6,353
	うち,短期	3,190	3,353	3,353	3,322	3,201	2,920	2,437
	3号観察	6,317	6,625	7,130	7,749	7,949	8,096	7,715
	4号観察	15,105	15,593	15,797	15,790	15,767	15,687	15,413
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指	総 数	100	101	103	103	99	94	88
	1号観察	100	98	100	98	90	83	76
	うち,短期	100	110	112	111	108	102	96
	うち,交通短期	100	84	85	80	69	60	54
数	2号観察	100	109	115	118	116	109	99
	うち,短期	100	105	105	104	100	92	76
	3号観察	100	105	113	123	126	128	122
	4号観察	100	103	105	105	104	104	102

種 別	平成18年	19	20	21	22	23	構成比(%)	
人	総 数	55,816	52,133	48,546	46,089	44,906	42,803	100.0
	1号観察	27,821	25,718	23,498	22,645	22,061	20,662	48.3
	うち,短期	2,439	2,508	2,294	2,225	2,318	2,278	5.3
	うち,交通短期	4,841	4,197	3,335	3,428	3,373	2,745	6.4
員	2号観察	5,919	5,607	5,455	5,259	5,117	4,835	11.3
	うち,短期	2,184	2,068	1,998	1,838	1,641	1,521	3.6
	3号観察	7,304	6,701	6,489	5,981	5,967	5,988	14.0
	4号観察	14,772	14,107	13,104	12,204	11,761	11,318	26.4
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指	総 数	83	77	72	69	67	64	...
	1号観察	71	65	60	57	56	52	...
	うち,短期	88	91	83	81	84	83	...
	うち,交通短期	46	40	32	33	32	26	...
数	2号観察	92	87	85	82	80	75	...
	うち,短期	68	65	63	58	51	48	...
	3号観察	116	106	103	95	94	95	...
	4号観察	98	93	87	81	78	75	...

(注) 1 指数は、平成 11 年を 100 とした数値であり、構成比は総数に対する比率である。

2 3～7 表参照

(2) 保護観察中の者の状態別人員

平成 23 年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は、第 22 表のとおりである。

1 号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4 号観察の仮解除とは、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができるものと認めるときに、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出に基づき、決定をもって行うものである。なお、仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが、解除や退院と異なり、仮解除中の行状によっては、必要があれば再び保護観察を開始することができる。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3 号観察において所在不明の者の比率が高いのは、保護観察中に所在不明となったときに、3 号観察のみ法に基づき、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続することができることによるものである。なお、その他の種別については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了する。

第 22 表 平成 23 年末現在保護観察中の者の状態別人員

種 別	総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束	
人 員	総 数	42,803	-4.7	41,167	7	313	523	793
	1号観察	20,662	-6.3	20,226	7	…	136	293
	2号観察	4,835	-5.5	4,679	…	…	47	109
	3号観察	5,988	0.4	5,797	…	…	145	46
	4号観察	11,318	-3.8	10,465	…	313	195	345
構 成 比 (%)	総 数	100.0	…	96.2	0.0	0.7	1.2	1.9
	1号観察	100.0	…	97.9	0.0	…	0.7	1.4
	2号観察	100.0	…	96.8	…	…	1.0	2.3
	3号観察	100.0	…	96.8	…	…	2.4	0.8
	4号観察	100.0	…	92.5	…	2.8	1.7	3.0

(注) 3～7表参照

4 保護観察中の犯罪・非行

平成 23 年における交通短期を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者（以下その比率を「再処分率」という。）は、第 23 表のとおりである（なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26 表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると、4号観察が 28.5%（前年は 27.9%）、2号観察が 18.9%（同 21.0%）、1号観察が 16.8%（同 17.1%）、3号観察が 0.7%（同 0.6%）の順となっている。

種別ごとの処分の構成比を見ると、1号観察では少年院送致が 50.8%、再び1号観察に付された者が 41.4%、罰金が 4.1%、2号観察では再び少年院に送致された者が 66.8%、1号観察に付された者が 27.1%、3号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が 63.3%、罰金が 21.4%、4号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が 82.3%、罰金が 11.1%となっている。

第 23 表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種 別	保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者									再処分率 (B) —×100 (A)	
		計 (B)	懲役・禁錮		少年院 送 致	1号 観 察	罰 金	拘留 ・ 科 料	起 訴 猶 予	その他		
			実 刑	猶 予								
人 員	総 数	38,391	4,636	992	77	1,866	1,321	281	4	90	5	12.1
	1号観察	16,067	2,707	19	63	1,376	1,122	112	—	10	5	16.8
	2号観察	3,882	734	8	8	490	199	26	—	3	—	18.9
	3号観察	14,599	98	62	—	—	—	21	2	13	—	0.7
	4号観察	3,843	1,097	903	6	—	—	122	2	64	—	28.5
構 成 比 (%)	総 数	…	100.0	21.4	1.7	40.3	28.5	6.1	0.1	1.9	0.1	…
	1号観察	…	100.0	0.7	2.3	50.8	41.4	4.1	—	0.4	0.2	…
	2号観察	…	100.0	1.1	1.1	66.8	27.1	3.5	—	0.4	—	…
	3号観察	…	100.0	63.3	—	—	—	21.4	2.0	13.3	—	…
	4号観察	…	100.0	82.3	0.5	—	—	11.1	0.2	5.8	—	…

(注) 1 保護観察中に再犯又は再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者、及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 43表参照

平成 23 年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は、第 24 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察では、窃盗（21.3%）、ぐ犯（20.7%）、2号観察では、施設送致申請（28.6%）、窃盗（25.0%）の順で再処分率が高くなっている。3号観察では、他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4号観察では、他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり、再犯による処分が懲役又は禁錮の実刑である者の比率が高く、4号観察終了者の 23.5%（903 人）が、期間中の再犯により懲

役又は禁錮の実刑に処せられている。保護観察開始時の罪名別では、毒物及び劇物取締法違反(44.4%)、覚せい剤取締法違反(39.3%)が比較的高率となっている、

第 24 表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総 数	16,067	16.8	3,882	18.9	14,599	0.7	3,843	28.5
刑法犯	12,697	18.1	3,160	20.2	10,116	0.7	3,004	28.2
強制わいせつ・強姦	176	5.1	143	4.9	439	0.5	160	18.8
殺人	2	-	23	4.3	257	0.8	27	14.8
傷害	2,466	17.0	636	19.5	595	0.7	357	26.3
業務上過失致死傷	974	5.6	60	11.7	434	0.2	125	9.6
窃盗	6,709	21.3	1,563	25.0	5,128	1.0	1,454	35.4
強盗	158	8.9	261	13.4	768	0.7	77	19.5
詐欺	173	13.9	56	16.1	1,220	0.3	197	27.4
恐喝	525	19.2	208	18.8	215	0.5	98	17.3
暴力行為等処罰に関する法律	165	7.3	24	8.3	32	-	36	13.9
その他	1,349	17.7	186	13.4	1,028	0.4	473	21.6
特別法犯	3,182	11.6	573	11.2	4,483	0.6	839	29.8
覚せい剤取締法	56	8.9	130	3.1	3,276	0.7	377	39.3
道路交通法	2,484	11.2	291	16.8	503	-	229	19.2
毒物及び劇物取締法	94	19.1	43	11.6	61	-	27	44.4
その他	548	12.6	109	5.5	643	0.5	206	22.3
ぐ犯	188	20.7	142	20.4
施設送致申請	-	-	7	28.6

(注) 1 保護観察中に再犯又は再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者、及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。

2 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

3 31表, 43表参照

5 生活環境の調整の実施状況

平成 23 年において、全国の保護観察所で行った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は、第 25 表のとおりである。

開始人員（身上調査書等の受理又は地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）の総数は 51,702 人であり、前年に比べ 3,643 人(7.6%)増加している。内訳を見ると、受刑者が 47,010 人で 3,820 人(8.8%)増加し、少年院在院者は 4,691 人で 178 人(3.7%)減少し、婦人補導院在院者は 1 人（前年は 0 人）となっている。

終了人員（延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は 52,983 人であり、前年に比べ 3,766 人(7.7%)増加している。内訳を見ると、受刑者が 48,074 人で 3,770 人(8.5%)増加し、少年院在院者は 4,909 人で 4 人(0.1%)減少している。婦人補導院在院者は 0 人（前年に同じ）である。

また、少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は該当がなく、更生保護法第 83 条に基づく 4 号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が 97 人、少年法第 24 条第 2 項に基づく 1 号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が 276 人である。

第 25 表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種 別	前年から 繰越し	開 始 等				終 了 等			年末現在 継 続 中
		総 数	身 上 調 査 書	求生活 環境調整	短期又は 長期処遇 から移行	総 数	終 了	短期又は 長期処遇 に移行	
総 数	60,011	51,702	51,635	67	-	52,983	52,983	-	58,730
受 刑 者	56,616	47,010	46,945	65	…	48,074	48,074	…	55,552
少年院・婦人補導院在院者	3,395	4,692	4,690	2	-	4,909	4,909	-	3,178

(注) 51～53 表参照

6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員

平成 23 年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は 13,019 人であり、前年に比べ 1,609 人(11.0%)減少している。内訳を見ると、刑の執行終了が 8,952 人(前年比 1,150 人(11.4%)減)、刑の執行猶予が 1,519 人(同 32 人(2.1%)減)、起訴猶予が 1596 人(同 359 人(18.4%)減)、罰金・科料 703 人(同 64 人(8.3%)減)、労役場出場者・仮出場者が 212 人(同 18 人(7.8%)減)、少年院退院者・仮退院者が 37 人(同 14 人(60.1%)増)となっている。

(2) 自庁保護の実施状況

最近 6 年間の自庁保護実施人員の推移は、第 26 表のとおりである。

平成 23 年において、全国の保護観察所が直接、補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の総数は 17,213 人であり、前年に比べ 1,575 人(8.4%)減少している。内訳を見ると、補導援護・応急の救護が 6,209 人(実施人員総数の 36.1%)で前年に比べ 96 人(1.6%)増加しており、更生緊急保護が 11,004 人(実施人員総数の 63.9%)で前年に比べ 1,671 人(13.2%)減少している。

第 26 表 自庁保護実施人員の推移

種 別	平成18年	19	20	21	22	23	構成比(%)
人員							
総 数	9,752	9,368	9,514	9,432	9,532	10,665	100.0
補導援護・応急の救護	5,772	5,441	5,410	5,439	5,322	5,720	53.6
更生緊急保護	3,980	3,927	4,104	3,993	4,210	4,945	46.4
指数							
総 数	100	96	98	97	98	107	…
補導援護・応急の救護	100	94	94	94	92	94	…
更生緊急保護	100	99	103	100	106	127	…

(注) 1 指数は、平成 18 年を 100 とした数値である。

2 1 人について 2 以上の措置を実施した場合は延べ人員で計上している。

3 55 表参照

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると、宿泊が 35 人(前年比 20 人(133%)増)、食事給与が 1,799 人(同 171 人(8.7%)減)、衣料給与が 1,429 人(同 238 人(20.0%)増)、医療援助が 35 人(同 11 人(45.8%)増)、旅費給与が 1,726 人(同 438 人(20.2%)減)となっている。

なお、同一人に対する 2 以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況

最近 6 年間の委託保護実施人員の推移は、第 27 表のとおりである。

第 27 表 委託保護実施人員の推移

種 別		平成18年	19	20	21	22	23	構成比(%)
人員	総 数	9,752	9,368	9,514	9,432	9,532	10,665	100.0
	補導援護・応急の救護	5,772	5,441	5,410	5,439	5,322	5,720	53.6
	更生緊急保護	3,980	3,927	4,104	3,993	4,210	4,945	46.4
指数	総 数	100	96	98	97	98	109	…
	補導援護・応急の救護	100	94	94	94	92	99	…
	更生緊急保護	100	99	103	100	106	124	…

(注) 1 指数は、平成 18 年を 100 とした数値である。

2 56 表参照

平成 23 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の実施人員の総数は 10,665 人であり、前年に比べ 1133 人（11.9%）増加している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は 1,771 人（総数の 16.6%）であり、平成 23 年に新たに開始した人員は 8,894 人（同 83.4%）である。また、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 10,132 人、それ以外への委託が 533 人であり、さらに更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 5,553 人、更生緊急保護が 4,579 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 167 人、更生緊急保護が 366 人である。

また、平成 23 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は 8,593 人で、前年に比べ 832 人（10.7%）増加している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 8,258 人、それ以外への委託が 335 人であり、さらに更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 4,355 人、更生緊急保護が 3,903 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 94 人、更生緊急保護が 241 人である。

この宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者（刑の執行の免除を受けた者及び補導処分の執行を終了した者を除く。以下同じ。）4,144 人の区分別の宿泊保護日数は、第 28 表のとおりである。

第 28 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分		総 数	5日 以内	10日 以内	20日 以内	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内
人	総 数	4,144	505	260	475	301	536	519	1,548
	刑の執行終了者	2,569	280	153	190	204	372	361	1,009
	刑の執行猶予者	630	101	49	201	26	52	49	152
	起 訴 猶 予 者	559	79	31	52	36	66	61	234
	罰金受刑者・科料受刑者	282	38	17	27	23	37	36	104
	労役場出場者・仮出場者	72	7	5	4	10	6	7	33
員	少年院退院者・仮退院者	32	-	5	1	2	3	5	16
	総 数	100.0	12.2	6.3	11.5	7.3	12.9	12.5	37.4
	刑の執行終了者	100.0	10.9	6.0	7.4	7.9	14.5	14.1	39.3
	刑の執行猶予者	100.0	16.0	7.8	31.9	4.1	8.3	7.8	24.1
	起 訴 猶 予 者	100.0	14.1	5.5	9.3	6.4	11.8	10.9	41.9
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	13.5	6.0	9.6	8.2	13.1	12.8	36.9
構 成 比 (%)	労役場出場者・仮出場者	100.0	9.7	6.9	5.6	13.9	8.3	9.7	45.8
	少年院退院者・仮退院者	100.0	-	15.6	3.1	6.3	9.4	15.6	50.0

(注) 64 表参照

宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 4,144 人の入所事由は 第 29 表のとおりである。入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の 77.1%、次に親族が引受けを拒否が 12.5%、親族と同居を望まざが 8.5%の順となっている。

第 29 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分		総 数	頼るべき 親族なし	親族が引受 けを拒否	親族と同居を 望まず	生活訓練を 受けるため	その他
人 員	総 数	4,144	3,193	519	353	17	62
	刑の執行終了者	2,569	1,914	345	256	8	46
	刑の執行猶予者	630	497	82	43	4	4
	起訴猶予者	559	480	36	30	4	9
	罰金受刑者・科料受刑者	282	240	26	15	1	-
	労役場出場者・仮出場者	72	58	7	4	-	3
	少年院退院者・仮退院者	32	4	23	5	-	-
	構成比 (%)						
総 数	100.0	77.1	12.5	8.5	0.4	1.5	
刑の執行終了者	100.0	74.5	13.4	10.0	0.3	1.8	
刑の執行猶予者	100.0	78.9	13.0	6.8	0.6	0.6	
起訴猶予者	100.0	85.9	6.4	5.4	0.7	1.6	
罰金受刑者・科料受刑者	100.0	85.1	9.2	5.3	0.4	-	
労役場出場者・仮出場者	100.0	80.6	9.7	5.6	-	4.2	
少年院退院者・仮退院者	100.0	12.5	71.9	15.6	-	-	

(注) 62 表参照

平成 23 年末現在委託保護中の人員の総数は 2,072 人で、前年に比べ 301 人 (17.0%) 増加しており、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 1,874 人、それ以外への委託が 198 人となっている。また、更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 1,198 人 (構成比 63.9%) 更生緊急保護が 676 人 (同 36.1%) となっている。

7 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成 15 年法律第 110 号) 第 19 条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成 17 年 7 月 15 日から同 23 年末までの処理状況の推移は、第 30 表から第 32 表までのとおりである。

第 30 表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年 末 現 在 係 属 件 数
平成17年	131 (-)	75 (-)	56 (-)
18	378 (12)	359 (9)	75 (3)
19	449 (9)	432 (11)	92 (1)
20	398 (9)	410 (8)	80 (2)
21	315 (9)	330 (9)	65 (2)
22	389 (17)	382 (15)	72 (4)
23	431 (16)	413 (19)	90 (1)
累 計	2,491 (72)	2,401 (71)	

(注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。

2 () 内の数は、医療観察法第 33 条第 1 項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

第 31 表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年 末 現 在 係 属 件 数
平成17年	47	(-)	47
18	191	32	206
19	253	99	360
20	259	145	474
21	210	215	469
22	246	186	529
23	280	167	642
累 計	1,486	844	

- (注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。
 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第 32 表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年 末 現 在 係 属 件 数
平成17年	19 <->	- <->	19 <->
18	108 <28>	5 <->	122 <28>
19	148 <73>	23 <5>	247 <96>
20	175 <114>	58 <17>	364 <193>
21	217 <166>	116 <37>	465 <322>
22	213 <151>	154 <85>	524 <388>
23	180 <140>	174 <119>	530 <409>
累 計	1,060 <672>	530 <263>	

- (注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。
 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。
 3 < > 内の数は、開始件数においては退院許可決定による件数、それ以外においては退院許可決定により開始された件数であり、内数である。

Ⅲ 恩赦

1 常時恩赦の受理人員

平成 23 年において、常時恩赦の受理人員総数は 148 人で、前年に比べ 26 人（14.9%）減少している。受理人員の内訳は、第 33 表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が 89 人、新受人員が 59 人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが 47 人（前年 64 人）、刑事施設からが 7 人（前年 4 人）、検察庁からが 5 人（同 13 人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第 33 表 常時恩赦の受理人員

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	148	-14.9	100.0
旧 受	89	-4.3	60.1
新 受	59	-27.2	39.9
保護観察所	47	-26.6	31.8
刑事施設	7	75.0	4.7
検察庁	5	-61.5	3.4

（注）Ⅲ 恩赦の 1 表参照（以下第 3 4 表まで同じ。）

2 常時恩赦の既済人員

平成 23 年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第 34 表のとおりである。

既済人員の総数は 84 人で、前年に比べると 1 人（1.2%）減少している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が 54 人（既済人員総数の 64.3%）、恩赦不相当が 30 人（同 35.7%）、その他が 0 人となっている。

第 34 表 常時恩赦の既済状況

上申庁	総 数	相 当				不相当	その他		
		計	特赦	減刑	刑の執行 の免除			復権	
人員	総 数	84	54	-	-	2	52	30	-
	保護観察所	71	46	-	-	2	44	25	-
	刑事施設	4	-	-	-	-	-	4	-
	検 察 庁	9	8	-	-	-	8	1	-
構成 比 (%)	総 数	100.0	64.3	-	-	2.4	61.9	35.7	-
	保護観察所	100.0	64.8	-	-	2.8	62.0	35.2	-
	刑事施設	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
	検 察 庁	100.0	88.9	-	-	-	88.9	11.1	-

（注）1 表参照